

○ 証券取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）

改正案	現行
<p>（法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるもの）</p> <p>第十七条の三 法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるものは、銀行、信託会社又は第一条の九各号に掲げる金融機関が行う次に掲げる行為とする。</p> <p>一 法第二条第一項第七号又は第七号の二に掲げる有価証券につき募集の取扱い又は私募の取扱いを行つた場合における次に掲げる行為</p> <p>イ 当該有価証券の買付け</p> <p>ロ 当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>ハ 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>（1） 取引所有価証券市場における当該有価証券の売付け</p> <p>（2） 外国有価証券市場における当該有価証券の売付け</p> <p>二 投資信託及び投資法人に関する法律施行令第八条第二号に掲げる証券投資信託及びこれに類する外国投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。第二十七条の四第一号、第三十二条の二第二号及び第三十三條の二第一号において同じ。）の受益証券につき次に掲げる行為</p> <p>イ 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</p>	<p>（法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるもの）</p> <p>第十七条の三 法第六十五条第二項第四号に規定する政令で定めるものは、法第二条第一項第七号又は第七号の二に掲げる有価証券につき銀行、信託会社又は第一条の九各号に掲げる金融機関が募集の取扱い又は私募の取扱いを行つた場合における次に掲げる行為とする。</p> <p>一 当該有価証券の買付け</p> <p>二 当該有価証券の売付けの媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>三 次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理</p> <p>イ 取引所有価証券市場における当該有価証券の売付け</p> <p>ロ 外国有価証券市場における当該有価証券の売付け</p>

- (1) 取引所有価証券市場における当該受益証券の買付け
- (2) 外国有価証券市場における当該受益証券の買付け
 - ロ イに掲げる行為を行った場合における次に掲げる取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (1) 取引所有価証券市場における当該受益証券の売付け
- (2) 外国有価証券市場における当該受益証券の売付け

(関連有価証券の範囲)

第二十七条の四 法第六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第七号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）又はこれに類する外国投資信託に係るもの

二六 (略)

(関連有価証券の範囲)

第二十七条の四 法第六十三条第一項に規定する当該上場会社等の特定有価証券に係るオプションを表示する法第二条第一項第十号の二に掲げる有価証券その他の政令で定める有価証券（次条において「関連有価証券」という。）は、次に掲げるものとする。

一 法第二条第一項第七号に掲げる有価証券で、信託財産を当該上場会社等の特定有価証券のみに対する投資として運用することを信託約款に定めた投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）又はこれに類する外国投資信託（同法第二条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。第三十二条の二第二号及び第三十三条の二第一号において同じ。）に係るもの

二六 (略)